

## I. 序言

当国では強盗事件などの凶悪犯罪が多発しており、邦人も多く被害者となっています。また、その手口も組織化・巧妙化し、より踏み込んだ安全対策を構築する必要があります。当館では、このような事態の予防のために全力で取り組んでおりますが、皆様自身の安全対策意識の高揚も欠かせません。

このマニュアルは、皆様がパプアニューギニアにおいて安全に生活して頂けるよう、また万一の事態において迅速・的確に対応して頂けるよう作成しました。マニュアルを参考にいただき、常に落ちついて行動するよう心掛けて下さい。

また、このマニュアルに関する質問や治安及び防犯についての相談、さらには被害に遭った場合の処置等については、大使館の領事・警備担当官へご相談下さい。

在パプアニューギニア日本国大使館 領事警備班

Tel : 321-1800 (代表)

Fax : 320-0972

夜間、土日・祝日等休館日 (緊急時) : 7685-2319 / 7695-7766

E-mail : scej@pm.mofa.go.jp

外務省ホームページ : <http://www.mofa.go.jp>

渡航情報 :

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोथazardinfo.asp?id=75#header>

たびレジ : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

※たびレジは、いざという時、在外公館などから緊急時情報提供を受けられる海外旅行登録システムのことです。

外務省電話番号 : 03-3580-3311 (代表)

外務省領事局海外邦人安全課 : 03-5501-8160 (直通)

## II. 防犯の手引き

### 1. 防犯の基本的な心構え

#### (1) 危険な場所には近づかない

当国での殺人、強盗（車両強盗含む）、強姦などの凶悪犯罪は、日本に比べると高い確率で発生しています。こうした犯罪は、時間・場所を問わず発生しています。特に下記に示す場所では、犯罪に巻き込まれる可能性を回避するために、細心の注意を払う必要があります。

- ・住居ゲート前
- ・横断歩道・交差点
- ・道路の行き止まり
- ・野外マーケット
- ・ガソリンスタンドなど

#### (2) 多額の現金、貴重品は持ち歩かない

当国の人々は、外国人は多額の現金や貴重品を持っているという先入観を持っているため、犯罪のターゲットにされるケースも少なくありません。最近では、ATMで現金を引き出すところに狙いを付けたり、スマホを強引に奪い去る事件も発生しています。

#### (3) 海外旅行傷害保険への加入

盗難・物損への備えはもちろん必要ですが、パプアニューギニアの医療整備は遅れているため、オーストラリア等国外への緊急移送が必要となるケースは決して珍しくありません。このような場合、費用として一千万円以上が請求されます。また、日本の医療機関とは異なり、支払いが保証されていない患者は治療してもらえません。予め信頼できる保険会社と十分な補償額の契約をすることを強くお勧めします。

#### (4) 犯罪被害に遭った場合

どんなに注意をしても、犯罪に巻き込まれてしまう場合があります。ラスカル（武装強盗集団）の目的はほとんどが「物取り」です。犯罪に使用される武器は、拳銃以外にも鉄パイプなどを加工して作った手製銃やブッシュナイフといった比較的入手しやすいものが多く、多人数で襲撃してきます。犯行時は、犯人側も興奮しており、犯人の要求に応じないと犯人を苛立たせてしまい、危害を加えられる可能性が高くなります。万一、犯罪に遭遇してしまった場合は、その目的が主に「物取り」であることを踏まえ、生命の安全を第一に考えて無理な抵抗を避け、金品等は渡してしまった方が安全な場合もあります。後に警察へ被害届を提出する時のために、犯人の人数や人相・衣服などの特徴、車両ナンバー等を身の安全を第一に可能な範囲で記憶するなどし、冷静に行動しましょう。

### 2. 最近の犯罪発生状況

- (1) 2015年1月下旬、ポートモレスビー市内邦人女性宅において3人の賊がアパートの敷地内に侵入し、各住戸内（6ユニット）への侵入を試みたが、侵入できる場所がな

- かったため、あきらめて逃走した。
- (2) 2015年2月下旬、邦人男性がポートモレスビー市内ホテル前において、一方通行エリアの手前でUターンするために私用車を停止させたところ、タクシー運転手が進路を妨害した後、罵声を浴びせ、私用車を何度も叩き威嚇しながら、「俺に50キナ（約2,100円）を支払え」などと述べてきた。身体に危険を感じたため、50キナを運転手に渡した後、一緒に警察署に向かおうと提案したところ、運転手はすぐにその場を立ち去っていった。
  - (3) 2015年2月下旬、邦人男性がポートモレスビー市内を出勤のため主要道路を走行中、右方歩道に石（野球のボール大程度）を所持した5～6名の賊を確認した。賊は私有車両に対してその石を投げつけ、車両右面下部に直撃させた。危険を感じた邦人男性は、スピードを上げその場を回避した。
  - (4) 2015年3月下旬、邦人女性及び現地運転手が私用車にて現地従業員1名をポートモレスビー市内にある自宅に迎えに行った直後、正面より車両1台が接近し、車両から降りるよう要求してきた。運転手が咄嗟の判断で加速したため逃げ切ることができたため、物身共に被害はなかった。
  - (5) 2015年5月上旬、邦人男性が帰宅のため私有車両を運転し、ポートモレスビー市内コネドブ地区の主要道路を西側方向に移動中、同道路のラウンドアバウト（円状交差点）に入る手前約200m付近の場所で、中央分離帯上に2名の男が立っているのを視認した。男のうちの1人が私有車両に対して多数の小石を投げつけた。危険を感じた同邦人はスピードを落とすことなく、その場を走り去ったため、被害・損傷はなかった。
  - (6) 2015年6月上旬、邦人男性がポートモレスビー市内の複合施設ビジョンシティ（当館より約6kmに位置し、当地邦人も頻繁に利用するショッピングモール）へ家族とともに訪れ、私有車両を屋外駐車場に駐車し買い物を終えて自車に戻ったところ、後部ガラスが破壊され、車内の後部座席シートに置いてあった鞆（書類や名刺）と運転席シート下部に置いてあったノートパソコンが窃取されていた。
  - (7) 2015年10月上旬、当地訪問中の邦人旅行者がポートモレスビー市内ボロコ地区のバス停付近で、賊1名に使用していたスマートフォンを奪われた。同氏が盗んだ男の後を走って追いかけたところ、ナイフを所持した賊の仲間5～6名に囲まれ、地面に押さえつけられたうえ、現金、免許証、ホテルの鍵を強奪された。同氏は賊のナイフを素手で掴んだことや釘を足で踏んだことにより軽傷を負ったが、その後、付近の住民の通報により警察に保護され、大使館に引き渡された。
  - (8) 2015年12月上旬、邦人出張者3名が現地運転手の運転する車両の後部座席に座り、ポートモレスビー市内6マイル地区を走行していたところ、道路前方に大きなレンガを発見し、さらに子供2名が飛び出してきたため、減速したところ、石を持った15名ほどの賊に突然襲撃を受けた。運転手が咄嗟の判断でアクセルを踏み込み賊を回避したため、車両は奪われずに済むも、投石により後部座席左右の窓ガラスが破壊され、貫通した石が車内で砕けたことにより、被害者は軽傷を負った。

### 3. 防犯のための具体的注意事項

#### (1) 住居

家屋侵入事件では、独立家屋や世帯数の少ない集合アパートが狙われることが多いようです。ただし、高層アパートであっても低層階や道路沿いに近い部屋では、被害が発生していますので、油断は禁物です。このため、警備員が常駐しており、防犯設備が完備された物件に入居することをお奨めします。

住居を選択する場合には、別紙第1の「住居選択時のチェックリスト」も参考にして対策を講じて下さい。

ここ数年、物価の上昇に伴い、賃料が割高になっています。しかしながら、安い物件では警備員、敷地内駐車場の確保などが限られた物件となるため、住居の選定には十分な注意が必要です。

#### (2) 外出時

##### ア スリ、置き引き

- ・外出時はできる限り貴重品を持ち歩かず、長居は避ける。
- ・貴重品を持ち歩く場合には必ず体の前面で保持し、ファスナーやポケットは確実に閉めておく。
- ・尾行者の存在を確認する手段として、不意に立ち止まる、歩く速度を変える、突然方向を変えるなどが有効な手段である。

##### イ 窃盗、強盗

- ・短距離の移動でも車を利用する。ポートモレスビー市内では、歩行移動は原則やめるべきです。なお、事情によりやむを得ず歩行移動を行う場合でも、出来る限り多数で移動しないと危険です。（こちらが2～3人でも、これを上回る人数で襲撃してくるので5～6人以上が望ましい。）
- ・駐車中はもちろん、走行中でもドアは必ずロックする。
- ・車の乗り降りの際には、周囲に不審な者がいないか状況を確認する。
- ・待ち伏せされていることがあるので、ゲート出入時（帰宅時、特に夜間）は周囲の状況を確認する。
- ・路上に障害物を認めても停車せず、通り抜けられる状況でない場合は、速やかに引き返す。（障害物は、丸太・石など以外にも、大量のガラス片・蛇等動物の死骸など）
- ・路上に人が倒れて助けを求めている場合でも、安易に停車しない。
- ・故障やパンクで走行が困難になったら、可能な限りホテルの駐車場等安全な場所まで移動した上で、応援者を呼ぶ。
- ・多額の金品を他人に見せない。（親切心からチップを払うと誤解される。）
- ・華美な服装や肌の露出の多い服装をしない。
- ・公共バス（PMV）やタクシーの利用は避けドライバー付きレンタカーを利用する。

##### ウ 婦女暴行

性犯罪をはじめとする女性に対する犯罪（強姦等）は、当国の治安環境に深刻な影響を及ぼしています。女性の社会的地位が相対的に低いこともあり、男性側の加害者

意識も低い状況にあります。被害は国籍を問わず発生しています。対策には十分すぎるほどの注意が必要です。

#### エ 車上ねらい

車両盗難事件が多発しています。住居のゲート前、車の乗降時、駐車場、ガソリンスタンド、人気の少ない路上等で多く発生しています。また、警備員の常駐するスーパーの駐車場でも車両のドアをこじ開け、貴重品や車両を盗む事例も発生しているので注意が必要です。

#### オ 夜間の行動

夜間の外出については慎重に行動し、不要な外出は避け、特に犯罪多発地域への外出は避けてください。

### (3) 生活

#### ア 近隣者との付き合い方

独立家屋と集合アパート等では違いはありますが、両隣又は直上・直下階の住人にもどのような人が住んでいるかを確認しておく必要があります。挨拶程度でも十分ですが、緊急時は、お互いに助け合える関係を構築しておくことが重要です。

#### イ 使用人（ハウスメイド、ドライバー等）との関係

使用人を雇うに当たって重要なことは、相手を信頼し友好的な関係を築くことです。特にハウスメイドは、住居内の間取り、鍵のタイプや警備上の弱点、または、貴重品の保管場所等をよく知っていますので、決して頭ごなしに怒鳴りつけることや合理的な理由なく解雇しないことです。また、ドライバーは雇い主の行動を全て把握していますので、同様の扱いが必要です。

当国では、使用人等を斡旋する業者は存在せず、全て個人との契約に基づいています。知人・友人からの紹介による採用が一般的です。雇用にあたっては、本来契約書を交わす方法が良いのですが、読み書きが出来ない使用人もおり、多くは口頭での契約になります。この場合、後々のトラブルを防止するためにも、立会人の下での契約をお勧めします。

一方、解雇するにあたっては、一方的に解雇した場合には報復される恐れもあることから、反感を持たれることのないよう十分に相手を納得させるよう心掛けてください。

#### ウ 郵便物

当国では郵便物の配送サービスは確立されていないため、郵便物を受け取る際は、私書箱を開設する必要があります。小包等の荷物は、検疫のため開封されることがあります。

#### エ 住居鍵

入居する住宅が決まり次第、管理会社や大家から受領した鍵が新たに交換された鍵かどうかを確認する必要があります。以前の住人が鍵を複製し、使用人等の第三者が所持している場合がありますので、未交換であればシリンダー交換等を申し入れることをお勧めします。また、鍵を複製する場合は、業者による複製防止のため、自らが

店舗へ出向いて作ってもらうことも必要です。

#### オ 長期旅行

休暇等で長期間自宅を留守にする場合は、会社の同僚など信頼できる人に緊急連絡先等を伝えておくとい良いでしょう。警備員の巡回や警報装置の設置がない限り、異常の発見は困難となるので、貴重品は残さず不用意に長期の留守であることを周囲に漏らさないことが必要です。

### 4. 交通事情と事故対策

#### (1) 交通事情

ここ数年の車両台数の増加とともに、運転技量未熟者や、交通ルールを守らないドライバーによる交通事故が発生しています。また、整備が不十分な車両も多く走行しているため、運転には十分な注意を要します。

幹線道路をはじめ道路の整備事業は行われていますが、未だ十分に進んでいません。特に、雨期には道路が水没、または地滑りにより陥没することがあるため、注意が必要です。また、未知の道路に入ったと思ったらすぐに元の道に引き返しましょう。

#### (2) 交通事故対策

- ・車両整備を怠らない。
- ・速度制限を遵守する。
- ・運転者及び同乗者は、シートベルトを必ず着用する。
- ・スモーク・フィルムに関する規制がないため、多くの車が運転席にも装着しているため、特に夜間・雨天時などの視認が困難な状況での運転に気をつける。
- ・「大丈夫だろう」「かもしれない」といった自己判断による運転はしない。

### 5. テロ・誘拐対策

#### (1) 目立たない

標的とされないように心掛けることが最重要ポイントです。服装や行動が目立たないように注意を払ってください。

#### (2) 強い警戒心

強い警戒心を持ち周囲に注意を払うことで、犯人が犯行を断念することもあります。相手に付け入る隙を与えないようにしてください。

#### (3) 行動を予知されない

犯行を成功させるためには、犯人側も事前に綿密な調査を行うものです。出勤・帰宅時刻、経路、場所等、パターン化した行動は犯人側が計画を立てやすいため、時間を変更したり、同じ場所に行く場合でも複数の経路を使ったりするなど工夫を凝らした行動を心掛けるとともに、行動予定を不必要な人に知らせないようにしてください。

### 6. 緊急連絡先

別紙第2のとおり。

### Ⅲ. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

#### 1. 平素の準備と心構え

##### (1) 危険な場所には近づかない

トラブルに遭遇しないための最重要ポイントは「危険な場所には近づかない」ことです。万が一、滞在中に危険の存在を感じたら、速やかにそこを離れるようにしましょう。

なお、「危険な場所」は明らかにそれとわかる場合に限らず「危険が予測される場所」を含みます（津波到達前の海岸、非常口のない建物など）。

##### (2) 情勢を把握する

渡航先の治安情勢や犯罪の傾向・手口、法律や習慣等を事前に知っておくことで、多くのトラブルを防ぐことができます。

##### (3) 情報の収集

日頃からマスメディア等を通じた情報収集に努めるとともに、知人・友人とのコンタクトを密にしておきましょう。

##### (4) 緊急用品（防災用品）の準備

緊急事態が発生した際、水や食料品を含む日常生活用品の入手が非常に困難になります。予め、2週間分を目安に蓄えておくことをお奨めします。

#### 2. 緊急時の行動

##### (1) 基本的心構え

緊急事態が発生した場合には、当館は邦人保護に万全を期すべく、情報収集、情勢判断を行い、今後の対策を講じるために直ちに対策本部を設けます。同時に、在留邦人の安否確認を行い、情勢判断及び対策などについての情報を随時提供します。皆様は、流言飛語に惑わされたり群集心理に巻き込まれたりすることなく、冷静に行動して下さい。

##### (2) 情報の把握

当館は、関係当局機関から情報を収集し、在留邦人の方々に必要な情報を提供します。これらの伝達手段は、以下のとおりです。

- ・大使館からの電話連絡
- ・領事警備班のE-mail (sceo.j@pm.mofa.go.jp) からのメール連絡

##### (3) 当館への通報及び行動要領

緊急事態の時こそ、大使館との連絡を密にしてください。特に、初動時の安否確認や情報提供などを皆様から積極的に連絡して頂くと、迅速な対応が可能となります。

次に行動要領ですが、付近が特に危険でなければ、特別な指示がない限り自宅又は職場で待機して下さい。しかし、必要と判断した場合は、以下の事項に注意して行動して下さい。

- ・避難経路を選択する。
- ・時機を失せず退避し、退避後は速やかに大使館へ連絡する。
- ・避難の際の手荷物は、必要最小限とする。

(4) 国外への退避

事態の悪化にともない、帰国又は第三国へ退避する場合、その旨を大使館にも通報して下さい。事前の連絡が困難であった場合は、退避後速やかに大使館又は退避先の在外日本公館、外務省本省へ通報して下さい。

3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

別紙第3のとおり。

4. その他

地区別一時退避先（別紙第4）

#### IV. 結言

パプアニューギニアでは依然として失業者や生活困窮者が多く、これら困窮者や失業した若者グループによる金品強奪を目的とした犯罪が頻発しています。

これらの犯罪がエスカレートし、緊急事態が発生した際には、当大使館としても全力でその対応に当たりますが、何よりも各自が責任を持って自己の安全対策に万全を期するよう努力することが大切と考えます。

本手引きでは、一般防犯対策を含め、緊急事態発生時に在留邦人の方が迅速かつ的確に対応できるよう必要な諸点をまとめました。在留邦人の皆様が本手引きを参考に、安全で実り多きパプアニューギニア生活を送られることを願っています。